

# 多面的機能支払交付金に 取り組んでみませんか



多面的機能支払交付金は、農業農村のいろいろな働き（多面的機能）を守るため、農地・水路・農道等を保全管理する共同活動を支援する交付金です。

千葉県 農林水産部 農地・農村振興課  
千葉県多面的機能推進協議会

# 1 どんな活動が出来るの？

## (1) 農地維持支払



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

交付単価	
田	3,000 円/10a
畑	2,000 円/10a
草地	250 円/10a

### ①地域資源の基礎的な保全活動

農地周りの草刈りや、水路の泥上げ、農道の路面維持等

### ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

将来的に農地や水路などを維持管理していくための体制強化や構想策定

## (2) 資源向上支払 (共同)



水路の軽微な補修



草花の植栽



遊休農地の有効活用  
(地域のジャガイモ収穫祭)

交付単価	
田	2,400 円/10a
畑	1,440 円/10a
草地	240 円/10a

・活動して5年経過、又は(3)の活動を実施する場合、単価は75%

・③を実施しない場合、単価は5/6

### ①施設の軽微な補修

水路のひび割れ補修や、側溝の補修等

### ②農村環境保全活動

水路脇や農道脇への景観作物の植栽など

### ③多面的機能の増進を図る活動

遊休農地を活用した農業体験など創意工夫のある活動

## (3) 資源向上支払 (長寿命化)



コンクリート水路の更新



農道の補修

交付単価	
田	4,400 円/10a
畑	2,000 円/10a
草地	400 円/10a

・直営施工を実施しない場合、単価は5/6

・1集落当たりの上限額は200万円

・工事1件当たりの上限額は200万円

### ①施設の長寿命化のための活動

水路、農道、ため池等の施設の補修、更新

## 2 交付金の対象者は？

本交付金は、個人は対象となりません。

地域で、以下に示す活動組織を設立する必要があります。

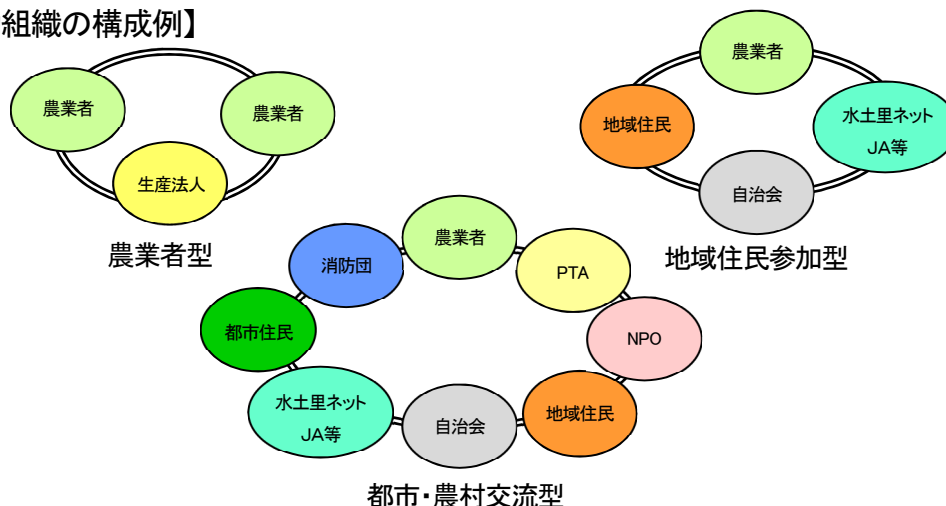
### ① 農業者のみで構成される活動組織

もしくは

### ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

※資源向上支払（共同）に取り組む場合は、②の構成が必要です。

#### 【活動組織の構成例】



## 3 交付金は何に使えるの？

事業計画書に記載した活動に必要な費用であれば、地域の創意工夫で幅広く使っていただけます。

主な支出費目は下記のとおりです。

支出費目	内 容
日当	活動参加者に対して支払った日当
購入・リース費	活動に必要な資機材の購入費、車両・機械等の借上げ費、パソコンなどのリース費、植栽活動のための種・苗代など
外注費	補修・更新の工事等に係る外注費、事務の外注費など
その他	活動に必要な旅費、保険料、燃料代、光熱費、役員報酬、お茶代など

※以下の経費は交付金の支出対象となりません。

- ・ 農業者の営農活動にかかる経費
- ・ 他事業の地元負担への充当
- ・ 接待費、酒代、食事代、慰労を目的とした旅費等
- ・ 農業・農村の多面的機能の発揮と関連しない経費

## 4 活動の流れは？

最初に、組織を設立して、市町村から事業計画の認定を受ける必要があります。  
活動は5年間継続することが必要です。

### 1) 組織の設立

・地域の同意を集めて、組織を設立し、規約、事業計画書を作成します。

### 2) 事業計画の認定

・市町村に事業計画書を提出し、市町村の認定を受けます。

### 3) 交付金の申請

・当該年度の交付金を、市町村に申請し、交付を受けます。

### 4) 活動の実施・記録

・交付金を活用し、計画に基づいた活動を実施します。

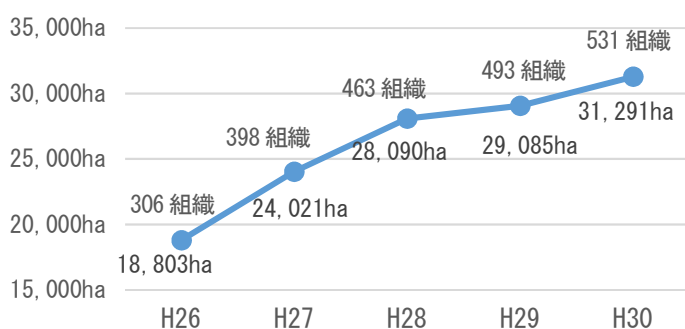
### 5) 活動の記録・報告

・日々の活動や、金銭収支の記録をとりまとめ、実施状況を市町村に報告します。

### 6) 実施状況の確認

・市町村から、実施状況の確認を受けます。

## 5 県内の取組状況は？



多面的機能支払交付金（農地維持支払）の取組面積

県内では、45市町村、500以上の組織が、活動に取り組んでいます。  
(平成30年度実績)

## 6 問合せ先

詳細については、市町村もしくは以下の連絡先にお問い合わせください。

問合せ先	電話番号
千葉県農林水産部 農地・農村振興課	043-223-2782
千葉農業事務所基盤整備課	0436-21-0128
東葛飾農業事務所基盤整備課	047-143-4123
印旛農業事務所指導管理課	043-483-1131
香取農業事務所指導管理課	0478-52-9194
海匝農業事務所指導管理課	0479-72-1559

問合せ先	電話番号
千葉県多面的機能推進協議会 事務局：千葉県土地改良事業団体連合会	043-241-7744
山武農業事務所指導管理課	0475-54-1124
長生農業事務所指導管理課	0475-25-1143
夷隅農業事務所指導管理課	0470-62-2156
安房農業事務所指導管理課	0470-22-8641
君津農業事務所指導管理課	0438-22-6250

詳しい情報は、ホームページを御覧ください

千葉県多面的機能推進協議会

